

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人エフアイジイ福祉会

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人エフアイジイ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）常勤の理事報酬
- （2）非常勤の役員報酬
- （3）評議員報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土

曜日、日曜日又は祝日の場合は、(職員)賃金規程第7条の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額2,500,000円以内
常務理事	月額1,500,000円以内
理事	月額1,000,000円以内

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	金額
理事会・評議員会等会議への出席	日額 25,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

（2）監事

	金額
理事会・評議員会等会議への出席	日額 25,000円
監事監査等への出席	1時間あたり 7,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表第3（評議員の報酬）

	金額
評議員会への出席	日額 25,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円